

茅ヶ崎市下水道運営審議会規則

平成10年12月28日

規則第50号

改正 平成11年4月27日規則第24号

平成22年3月26日規則第11号

平成28年6月30日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例（平成10年茅ヶ崎市条例第44号）に基づき設置された茅ヶ崎市下水道運営審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、下水道使用料、公共下水道事業に係る受益者負担金その他下水道の運営に関する事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(平28規則38・一部改正)

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 使用者及び排水設備義務者

(2) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(平11規則24・一部改正)

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第6条 委員は、自己、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹又は自己の就業する事業場に

係る事業にかかわる事件については、その議事に加わることができない。ただし、他の委員全員の同意があったときは、この限りでない。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、下水道河川部下水道河川総務課において処理する。

(平22規則11・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第24号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年規則第11号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規則第38号)

この規則は、平成28年7月1日から施行する。